

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市中山間地域振興基本条例(案)	担当課	議会事務局
-----	-------------------	-----	-------

No.1	ご意見の該当箇所:	前文
ご意見	<p>・前文に関して、市民の意見を聴く会の資料には中山間地域の役割と重要性、抱える問題についてコンパクトにまとめてあり良く理解できました。市民みんなの共通理解とするためにこの内容をもう少し丁寧に前文と解説に盛り込んだほうが良いと考えます。</p>	
対応状況	一部反映した意見	
市の考え方	<p>・条例全体に対する前文のボリュームや各段落の文量のバランスを考え、説明会用の資料と同等の内容を前文に盛り込むことは困難であると考えます。前文の中にご意見を反映させることはできませんが、ご意見を踏まえて、逐条解説の一部を修正します。</p>	

No.2	ご意見の該当箇所:	第3条
ご意見	<p>・第3条に関して、条文は「行わなければなりません。」としてありますが基本理念の表現としての「行わなければなりません。」には違和感があります。主語を「振興は」とあるのも語尾との関係で整合がないと思います。(修正例:中山間地域の振興は…行うこととします。)(中山間地域の振興においては…基本理念とします。)</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	<p>・ご指摘の第3条各号列記以外の部分については、例えば現行の男女共同参画基本条例第3条では「男女共同参画は、次の事項を基本理念として促進されなければならない」と規定されているのと同様に、従来の法令文の表現であれば「中山間地域の振興は、〇〇を基本理念として行わなければならない。」という規定になります。今回、今後の試金石として「です・ます」調の条文としたところですが、「行わなければなりません」であっても違和感はないものと考えます。</p>	

No.3	ご意見の該当箇所:	第3条
ご意見	<p>・(1)で「市民が…理解すること。」とありますが市民が理解するだけでよいのか、という疑問があります。条文解説の3番目に、「市が主体となって「市民が…理解すること」や、とありますが理解は市も市民も共に共通理解の上に立つことが必要です。このことが読み取れません。基本理念は市民も市長等も議会もすべてが共通認識として理解する必要がありますので「市民は」の主語は不相当と考えます。市民に十分理解してもらうためには条文、解説とももう少し分かりやすい表現が必要と考えます。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	<p>・第1号について、「市民が理解するだけでよいのか、市民も市長等も議会もすべてが共通認識として理解する必要がある」とのご指摘ですが、条例を提案し、制定する以上、市は中山間地域の公益的機能の維持の重要性を理解していることが前提となるものです。また、市民には個人としての市長や議員も含まれることから議会と市長等は記載する必要はないものと考えています。</p>	

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.4	ご意見の該当箇所:	第3条
ご意見	・市民が恩恵を認識し、その維持の重要性を理解しているが、理解だけで中山間地の振興を図れるか不明である。	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	・第3条の「基本理念」だけで中山間地域の振興を図れるとは考えておりません。 そのため、第6条の「施策の策定等に関する指針」で施策の具体的な方向性を示し、第7条の「施策の取組方針等」で基本理念や指針に沿った施策の取組方針等をまとめ、報告・公表するよう市長に義務付けております。また、第8条の「推進体制の整備等」では、体制の整備と財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう義務付けており、これら条例全体の取り組みを着実に実行することにより、振興が図られるものと考えています。	

No.5	ご意見の該当箇所:	第4条
ご意見	・市の責務や具体的な施策はどのようなものを想定しているか全く不明であるが、別途計画書を出すのか。	
対応状況	既に条例(案)・逐条解説(案)に記述済の意見	
市の考え方	・議会として、中山間地域の振興を目指して、まずは市民全体で中山間地域の重要性を理解し、支えていくため、市が行う振興策について、その基本理念や指針を定める条例を提案するものであり、本条例で個別具体的な施策を定めるものではありません。第6条の「施策の策定等に関する指針」で施策の方向性を定め、さらに第7条に定める「施策の取組方針等」でその方向性に沿った具体的な施策が整理され、報告・公表されることとなります。また、施策を円滑に推進するために第8条の「推進体制の整備等」を規定するなど、中山間地域の振興に関する施策を展開するに当たっての基本的な枠組みを定めたものです。	

No.6	ご意見の該当箇所:	第5条
ご意見	・解説で第1項は市の行う施策に協力とあるが、市は強制するのか。	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	・例えば上越市環境基本条例において市民に対し「市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする」と規定しているように、重要な政策の実現に向けて市民の皆さんからも協力をいただくことを条例で定めることは、これまでも行われてきました。このたびも中山間地域の振興の重要性を踏まえ、市民の皆さんにも協力をお願いするものであり、強制するものではありません。	

No.7	ご意見の該当箇所:	第5条
ご意見	・第5条に関して、「市民は、基本理念にのっとり、・・・」とありますが「のっとり」はもう少し分かりやすい表現としたほうが良いと考えます。（「市民は、基本理念を踏まえ、」などが考えられます。）	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	・「のっとり」は、規準・規範とするという意味です。ご意見のように「踏まえ」とした場合、「基本理念を考慮して」という意味になり、意味合い的に弱くなってしまいますので、原案のとおりとします。	

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.8	ご意見の該当箇所:	第5条
ご意見	<p>・解説の2番目に「…中山間地域の大切さを理解するなど、」とありますが「するなど」とすると「協力」の中身が「理解すること」になってしまい趣旨がずれると思います。「理解したうえで」などのほうが正しく伝わると思います。</p>	
対応状況	一部反映した意見	
市の考え方	<p>・市民から中山間地域の大切さを理解してもらうことも市民の協力のひとつと考えていることから、条文は原案のとおりとします。 ・なお、ご意見の趣旨を踏まえて、解説の一部を修正します。</p>	

No.9	ご意見の該当箇所:	第5条
ご意見	<p>・解説の3番目「…公益的機能や安全安心な…」とありますが「…公益的機能が安全安心な…」ではないかと思えます。</p>	
対応状況	反映した意見	
市の考え方	<p>・ご意見のとおり解説の一部を修正します。</p>	

No.10	ご意見の該当箇所:	第6条
ご意見	<p>・産業振興や定住促進のためには法制度による様々な規制を見直す必要がある。法律や制度を見直すことや、問題点を抽出することを条例に反映できないか。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	<p>・「産業の振興」や「定住の促進」などの施策が、条例に沿って展開されていく中で、法令の規制による支障や制度の不備などの課題が明確になってくるものもあると考えられます。国・県の法令や制度の不備などは直接的に市で見直すことはできないことから、ご意見を条例に反映することはできませんが、その問題点を議会として議論し、必要に応じて直接国・県に要望したり、市長等に改善を求める提言をするなどの対応をとりたいと考えています。</p>	

No.11	ご意見の該当箇所:	第6条
ご意見	<p>・第6条に関して、「公益的機能の維持をすること」の記述が必要であると考えます。「(1) 中山間地域の自然環境を保全し公益的機能を維持すること。」としたらいかがでしょうか。解説の1番目にはそのように記述してあります。</p>	
対応状況	一部反映した意見	
市の考え方	<p>・中山間地域が有する公益的機能の維持のためには、そこに人が住み暮らし続けられるようにすることも大切であることから、第6条各号の規定はすべて中山間地域が有する公益的機能の維持に必要な施策の方向性であると考えています。したがって、ご意見のように第1号を修正した場合、自然環境の保全だけが公益的機能の維持にかかることになってしまうため、第6条の修正はいたしません。 なお、中山間地域が有する公益的機能の維持が第6条の各号全体にかかっていることを明確にするため、第3条(基本理念)を修正した上で、第6条の「基本理念にのっとり」という中で、公益的機能の維持が必要であることを明らかにします。</p>	

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.12	ご意見の該当箇所:	第6条
ご意見	・第1号について、誰が行うのか。	
対応状況	既に条例(案)・逐条解説(案)に記述済の意見	
市の考え方	<p>・本条は市が中山間地域の振興に関する施策を策定し、実施するための指針を定めたものです。したがって、個々の施策の具体的な実施者を定めたものではありません。ご質問の第1号の指針に基づく具体的な施策は、市が主体となって実施するもののほか、市民の皆さんの協力の下、実施する施策や市民の皆さんの自主的・主体的な行動を促す施策なども想定されるものと考えます。</p>	

No.13	ご意見の該当箇所:	第6条
ご意見	・第2号について、意識の共有はどのような方法で行うのか。	
対応状況	既に条例(案)・逐条解説(案)に記述済の意見	
市の考え方	<p>・第2号について、解説に記載したとおり、機をとらえた啓発活動等のほか、中山間地域が果たしている役割について学習する機会の提供などを行っていくことで、意識の共有を図っていくことを想定しています。</p>	

No.14	ご意見の該当箇所:	第6条
ご意見	・第4号について、何をもちて産業とするのか。産業の振興を図るでは何を指しているのか不明である。	
対応状況	既に条例(案)・逐条解説(案)に記述済の意見	
市の考え方	<p>・第4号について、一般的に「産業」とは生産に従事する事業全般を指し、具体的には農林漁業、商工業、サービス業等を幅広く含みます。また、本条例では、解説に記載したとおり、地域住民が中山間地域に住み続けるために必要な生活の糧となるように、農林業をはじめとする各種産業を地域の状況・特性を踏まえながら振興しようとするものです。</p>	

No.15	ご意見の該当箇所:	第7条
ご意見	・報告ではなく議決事件とすべきではないか。	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	<p>・解説に記載したとおり、当初は、例えば総合的な「中山間地域振興基本計画」のような計画の策定を義務付けることも考えましたが、過疎計画など中山間地域の振興にかかわる各種計画もあることから、更なる計画の策定等を義務付けた場合、屋上屋を架すこととなり、また、実際の各種施策の展開に支障が出ることになりかねないことを考慮して、施策の取組方針等の作成と議会への報告を義務付けたものです。</p> <p>・施策を実施するに当たっては予算が必要となりますので、本条による報告と予算審議の中で議会のチェック機能を果たしていくので、議決事件とする必要はないものと考えます。</p>	

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.16	ご意見の該当箇所：	第8条
ご意見	<p>【要望事項】例えば「中山間地域応援隊」のような、実際に中山間地域へ入って、行動で支援する組織の設置を担保するような、明確な規定としていただきたい。</p> <p>【理由】条例案では、例えば市役所、県、JA、中山間地域代表者、学識経験者等をメンバーとするような組織をつくり、そのうえで市役所に中山間地域の担当セクションを作って担当者を置く、といったことが読み取れます。勿論、こういった対策を否定するものではありませんが、中山間地域対策は最早議論の域を完全に超えているものと思っております。具体的に中山間地域内で活動し、実際に体で、行動で支援してくれる組織、人が必要だと思うのです。</p> <p>＜中山間地域応援隊の役割＝例示＞ 高齢者の生活支援(通院、除雪)、農作業支援、林地保全の支援、冬季集落内道路除雪、祭りや行事、伝統芸能の伝承支援、環境整備全般 ※集落、あるいは地域内に一緒に活動してくれる用務員さんがいる、というようなイメージです。サービスは一部有償もありかもしれません。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	<p>・議会としては、中山間地域の振興を目指して、まずは市民全体で中山間地域の重要性を理解し、支えていくため、市が行う振興策について、その基本理念や指針を定める本条例を提案するものです。具体的な施策や事業については、まずは行政側が本条例の基本理念や指針に沿う形で展開するものです。また、条文の解説にも記載したとおり、内部組織の設置や人事、予算の編成は市長の権限となります。</p> <p>議会としては、本条例に基づく報告や予算・決算の審議を通じてチェック機能を果たし、取り組みに不足や不十分があれば、指摘をしたり、新たな事業提案、政策提言を行うこととしていますので、ご要望の案件はそれらの提案、提言を行う際の参考といたします。</p>	

No.17	ご意見の該当箇所：	第9条
ご意見	<p>・第9条に関して、中山間地域の振興に関しては市民及び地域住民の意見を聞いて施策に反映させる必要があると考えます。それが市民主権であり自治の基本原則です。「現況を反映させる」とありますが、現況を容認するのか現況を改善するのかの方向性が不明確です。実態としても様々ですので「現況を反映させる」は必要ないものと考えます。(案：市長等は、市民及び地域住民の意見を中山間地域の振興に関する施策に反映させなければなりません。)</p>	
対応状況	一部反映した意見	
市の考え方	<p>・中山間地域の振興のためには、中山間地域の現況を把握してそれを反映させた施策を適時的確に実施することも必要であると考えています。また、様々な市民のご意見を伺いながら、中山間地域の現況と将来を見据えた施策等を展開していくためには、中山間地域の現状把握は必要と考えています。したがって、ご意見は反映いたしません。が、条文をより分かりやすくするため、条文と解説の一部を修正します。</p> <p>・なお、「市民」には当然のことながら「地域住民」も含まれますので、市民の意見の反映に当たっては地域住民の意見も把握することになります。</p>	

No.18	ご意見の該当箇所：	第9条
ご意見	<p>・8条の語尾「講ずるものとします。」は解説で理解できますが、9条は「しなければなりません。」ではダメなのではないでしょうか。「しなければなりません。」が適していると考えます。</p>	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	<p>・市が行う施策は、適時的確に行う必要があると考えています。そのため、ご意見のように「しなければならぬ」としてしまうと、その都度市民意見の聴取や現況調査を行ってからでないと施策を実施できないこととなり、機を逸してしまう場合もあること、平成18年度あるいは平成22年度に行ったような現地調査は時間もかかることなどから、原案どおり原則的な義務とします。</p>	

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.19	ご意見の該当箇所:	第10条
ご意見	・報告ではなく議決事件とすべきではないか。この条例による予算措置がなければ議決事件とせず向上運動と捉えてもよいが、条例とする以上は報告では考え方がおかしいのではないか。	
対応状況	反映しなかった意見	
市の考え方	・本条例は中山間地域の振興についての基本理念や施策の方向性などを定めるものです。具体的な施策を展開するに当たっては予算が必要となりますので、第7条による報告と予算審議、そして本条による報告と決算審議の中で議会のチェック機能を果たしていくこととしたものです。ご案内のとおり予算と決算は議決事件でありますので、個別の報告を議決事件としなくとも、同様の効果は担保されていることから修正はいたしません。	

No.20	ご意見の該当箇所:	第10条
ご意見	・第10条に関して、「市長は、…施策について議会に…」とありますが施策の何を報告するのが不明確です。解説には、施策の実施状況等、とありますので、条文を「施策の実施状況について…」と分かりやすく表現したほうが良いと考えます。	
対応状況	反映した意見	
市の考え方	・ご意見を受け、条文の一部を修正します。	

No.21	ご意見の該当箇所:	なし
ご意見	・中山間地域の住民の所得が倍増するような施策が求められる。この条例により具体的な政策が行われることを望む。	
対応状況	条例(案)・逐条解説(案)以外の意見	
市の考え方	・具体的な施策や事業については、市長等が条例の基本理念や指針に沿う形で展開することになります。議会としては、その取り組みに不足や不十分があれば、指摘をしたり、新たな事業提案、政策提言を行うこととしていますので、ご要望の案件はそれらの提案、提言を行う際の参考といたします。	

No.22	ご意見の該当箇所:	なし
ご意見	・過疎計画との違いは何か。	
対応状況	条例(案)・逐条解説(案)以外の意見	
市の考え方	<p>・過疎計画は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)が適用される区域を対象としたもので、必ずしも中山間地域が対象となる計画ではありません。本条例の中山間地域は、過疎計画の対象区域と重複する地域もありますが、本条例はあくまで中山間地域を対象とするもので対象が異なることとなります。</p> <p>なお、過疎地域自立促進特別措置法は平成28年3月31日が期限となっていますが、本条例には期限を設定していませんので、改正や廃止されない限り条例に基づく施策は継続して行われることとなります。</p>	

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

No.23	ご意見の該当箇所:	なし
ご意見	・65歳以上が集落の過半数を占める限界集落は中山間地域の問題だけではなく、中心市街地も高齢化が進んでいるがどう考えるか。	
対応状況	条例(案)・逐条解説(案)以外の意見	
市の考え方	・高齢化の問題について、中山間地域と中心市街地では置かれている状況が異なります。中山間地域は中山間地域、中心市街地は中心市街地として、個別の対策が必要と考えます。	

No.24	ご意見の該当箇所:	なし
ご意見	・条例制定後に具体的な施策が継続して行われることが必要である。市が責任もって行ってほしい。	
対応状況	条例(案)・逐条解説(案)以外の意見	
市の考え方	・具体的な施策や事業については、市長等が条例の基本理念や指針に沿う形で展開することになります。議会としては、その取り組みに不足や不十分があれば、指摘をしたり、新たな事業提案、政策提言を行うこととしています。 また、条例には期限を設定していませんので、改正や廃止されない限り条例に基づく施策は継続して行われることとなります。	

No.25	ご意見の該当箇所:	なし
ご意見	・中山間地の問題は国土の問題でもある。国がその取り組みをしなくてはいけない。実際の事業も国の補助金がなければ難しいのではないかと。	
対応状況	条例(案)・逐条解説(案)以外の意見	
市の考え方	・議会としては、例えば、国や県の補助金がなくても中山間地域の振興に必要なものについては、議会内で議論し、市の単独事業として実施するよう市長に提言したり、国や県に要望するなどの措置を講じていくことを考えています。 なお、県レベルでは、福島県や鳥取県などで中山間地域の振興や活性化に関する条例が制定されています。また、市レベルでは、米原市や綾部市などが独自の条例を制定していますが、市議会が中心となりこの問題に取り組んでいるのは全国的にも例がありません。今後このような取り組みが全国的に広がり、国や県を動かすような流れになることを期待しています。	

No.26	ご意見の該当箇所:	なし
ご意見	・条文の主語が「市は」となっているところがありますが、「市」の概念がよく分かりません。市長や市長等とはどのように違うのでしょうか。(4、6、8、9の各条文)	
対応状況	条例(案)・逐条解説(案)以外の意見	
市の考え方	・条文中の「市」は基礎自治体としての上越市を意味しています。これは、上越市自治基本条例の「市」の定義と同じです。自治体は、憲法及び地方自治法上の「地方公共団体」の俗称ですが、団体としての市には、市長やその他の執行機関、そして議事機関としての議会も含まれています。したがって、ご質問の「市は」と表記している条文は、市長や議会を含めた自治体全体として取り組むこと、すなわち本条例を提案する議会も責務を負って、団体の意思として中山間地域の振興を図ることを意味するものです。	